

# 死刑の量刑判断における評決要件に関する意見書

2012年(平成24年)3月15日

日本弁護士連合会

## 意見の趣旨

裁判所法第77条第1項及び裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下「裁判員法」という。)第67条第1項を改正し、死刑の量刑判断について全員一致制を導入すべきである。

## 意見の理由

### 1 死刑という刑罰の特殊性

死刑は、被告人の生命を剥奪する回復不可能な究極の刑罰である。

したがって、生命尊重、誤判防止の観点から、その適用は極めて慎重かつ謙抑的に行われなければならない。

### 2 死刑事件における誤判の危険性

これまで我が国では、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件という4件の死刑事件について、冤罪であったことが明らかとなり、再審無罪が確定している。

また、当連合会が支援する再審請求事件のうち死刑事件である名張事件、袴田事件、マルヨ無線事件は、冤罪の可能性が極めて高い。

最近でも、いわゆる鹿児島夫婦強盗殺人事件において、2010年12月10日、鹿児島地方裁判所は、検察官の死刑求刑に対して無罪を言い渡した。

このように、現実に死刑事件には冤罪があり、また、冤罪の可能性が高い事件が存在している。

したがって、誤判防止の観点から、死刑判決について全員一致制が導入されるべきである。

### 3 死刑の適用基準

死刑の適用基準については、いわゆる永山事件の上告審判決(最高裁昭和58年7月8日判決)が、「死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状

等各般の情状を併せ考察したとき，その罪責が誠に重大であって，罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には，死刑の選択も許されるものといわなければならない」と判示している(永山基準)。

しかし，この永山基準には，考慮要素を列挙するのみであり，極めて曖昧であるとの批判がある。また，具体的事例を判断するに際して，これらの考慮要素のどの要素をどの程度重視するか，判断者の価値観等により，死刑の適用基準が変わってくる可能性がある。

死刑の適用基準が恣意的なものであってはならないことは当然であり，死刑の適用基準をより公平かつ客観的なものとするため，死刑判決について全員一致制が導入されるべきである。

なお，永山事件控訴審判決(東京高裁昭和56年8月21日判決)は「ある被告事件につき死刑を選択する場合はあるとすれば，その事件については如何なる裁判所がその衝にあっても死刑を選択したであろう程度の情状がある場合に限定せらるべきものとする。立法論として，死刑の宣告には裁判官全員一致の意見によるべきものとするべき意見があるけれども，その精神は現行法の運用にあたって考慮に価するものとするのである」と判示している。

上記最高裁判決も，この一般論を全面的に否定したわけではないと考えられる(団藤重光「死刑廃止論」405～410頁(有斐閣,第6版,2000年発行))。

また，最高裁判所が判決を言い渡す際，各裁判官が反対意見を付することができるが(裁判所法第11条)，死刑判決を言い渡す場合には，慣行として全員一致で行われている。

#### 4 裁判官，裁判員の負担の軽減

裁判員裁判では，職業裁判官及び一般市民からなる裁判員の評決により，量刑が決定されることとなったが，死刑は被告人の生命を剥奪する刑罰であることからすれば，そもそも多数決により決定されるべき事柄ではない。

いわゆる袴田事件の第一審判決を左陪席裁判官として担当した熊本典道氏は，無罪意見であったにもかかわらず評議において2対1で敗れ，死刑判決を書かざるを得なくなったこと，そのことで苦悩し，裁判官を退職して弁護士となり，その後も悩みが消えずに，ついに法曹界から離れざるを得なかったことを告白している。

このように多数決制の場合に負うこととなる一生消えることのない苦悩を一般市民にも強いることは酷にすぎる。

裁判官，裁判員の負担を軽減するためにも，死刑判決について全員一致制が導

入されるべきである。

## 5 国際社会の動向

2010年現在，死刑存置国は58か国であるのに対して，死刑廃止国は139か国（完全廃止95か国，通常の犯罪に対して廃止9か国，過去10年以上執行がなく事実上の廃止35か国）であり，死刑廃止が国際的な潮流となっている。

また，2007年5月，国連拷問禁止委員会は，日本政府に対して，死刑執行のすみやかな停止を求め，同年12月には，国連総会本会議において，死刑執行停止を求める決議が採択された。

そして，2008年5月，国連人権理事会は，日本政府に対して，死刑に直面する者に対する権利保障を整備するとともに，死刑の執行を停止することを勧告し，同年10月，国際人権（自由権）規約委員会は，日本政府に対して，死刑廃止を前向きに検討すること，国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきこと等を勧告した。

死刑判決について全員一致制を導入することは，死刑判決をより慎重，謙抑的に運用する点で，上記勧告，決議等に沿うものである。

また，1984年5月25日の国連経済社会理事会は，「死刑は，被告人の有罪が，事実について他に代わるべき説明の余地を残さないほど明白かつ説得力のある証拠に基づいている場合にのみ，科すことができる」と決議している。

死刑判決について全員一致制を導入することは，この決議にも沿うものである。

なお，死刑制度を存置しているアメリカ合衆国のほとんどの州では，死刑判決の言い渡しには，その前提となる量刑事実の存否の判断において，陪審員の全員一致が条件となっている。

## 6 まとめ

これまでの裁判官だけの裁判においても，多数決で死刑判決を可能とすることは問題であった。市民が参加する裁判員裁判が導入されたことを契機にして，改めてこの問題を解決すべきである。

以上